

野生の山菜の採取・出荷について

平成29年 3月 1日
福島県相双農林事務所
(森林林業部)

福島県において、放射性物質のモニタリング検査を行っている山菜・たけのこは、次の15品目です。

《春取り山菜》(13品目)

うど、うわばみそう(みず/みずな)、おおばぎぼうし(うるい)、
くさそてつ(こごみ)、こしあぶら、さんしょう、ぜんまい、たらのめ、
ふき、ふきのとう、みやまいらくさ(あいこ)、もみじがさ(しどけ)、
わらび

《たけのこ》(2品目)

たけのこ(孟宗竹、淡竹、真竹)、ねまがりたけ

今年のモニタリングは、次のとおり行います。

○出荷が制限されていない野生の山菜

出荷を前提とした「出荷確認検査」を実施します。

●出荷が制限されている野生の山菜・たけのこ

放射性セシウムの動向を知るため「事前確認検査」を実施します。

いずれの検査についても、規定の検体料を採取者又は所有者の方へ後日お支払いいたします。

山菜等の発生情報がありましたら、農林事務所へお知らせいただくとともに、モニタリングへの協力をお願いいたします。

上記15品目以外の山菜で出荷制限等が指示されていないものについても、出荷を行う場合は事前に農林事務所まで連絡をお願いします。

《注意事項》

- ・出荷が制限されている野生の山菜・たけのこは、自主検査で放射性セシウムが基準値100Bq/kg以下であっても出荷はできません。
- ・採取した野生の山菜を第三者に無償で提供する場合も出荷に含まれます。
- ・避難指示が出ている町村、及び避難が解除となった市町村の野生の山菜については、これまでモニタリング検査がほとんど実施されておらず、現時点では安全性が確認されていないため、採取・出荷については自粛をお願いするとともに、各市町村内における自主検査で放射性セシウムの動向を確認してください。